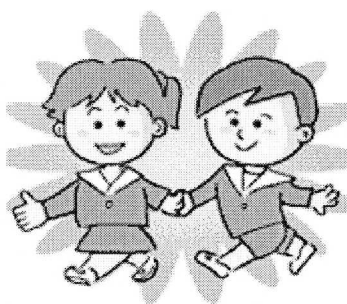


井川町次世代育成支援行動計画



子も親も

地域とともに

育つまち

秋田県井川町

平成17年3月

目 次

第1章	次世代育成支援行動計画について	1
1.	計画策定の目的・背景	1
2.	計画の位置づけ	1
3.	計画の期間	1
第2章	井川町の子どもを取り巻く環境	2
1.	少子化の動向	2
2.	家族や地域の状況	4
3.	児童虐待・各種相談状況	6
4.	保育サービスなどの実施状況	7
5.	保育サービスなどの利用状況	7
6.	母子保健事業の状況	8
7.	教育施設の現状	12
8.	既存関連計画	13
第3章	計画の体系	14
1.	基本理念	14
2.	基本視点	14
3.	基本目標	15
4.	計画体系	16
第4章	施策の方向と事業の内容	17
1.	地域における子育て支援	17
2.	母と子の健康の確保及び増進	24
3.	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	27
4.	子育てを支援する生活環境の整備	29
5.	職業生活と家庭生活との両立の推進	31
6.	子ども等の安全の確保	32
7.	要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	33
第5章	計画推進の体制	35
第6章	資 料	36
1.	ニーズ調査の概要	36

第1章 次世代育成支援行動計画について

1 計画策定の目的・背景

わが国の少子化は年々進み、社会経済をはじめ、様々な面に重大な影響を与えることが懸念されています。

少子・高齢化の急速な進展と人口の減少は、本町においても同様で、人口に占める高齢者割合の増加と、出生率低下による年少人口の減少が進んでいます。さらに、青壮年層の減少も進んでいます。

少子化の流れを変えるため、これまでに国や自治体において、種々の施策を進めてきましたが、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が成立し、地方自治体、常時雇用者が300人を越える事業主及び特定事業主に、平成16年度までに次世代育成支援対策に関する行動計画の策定が義務付けられ、同月成立した「少子化社会対策基本法」とともに、新たに少子化対策に取り組むこととなりました。

この計画を策定するに当たり、0歳～小学児童の親を対象とし、「子育てに関するニーズ調査」を実施しました。この結果、392人（回収率87%）の方からご回答を頂きました。

その内容から、「子どもを生み育てること」についての不安や負担感が有ること、各種保育サービスの充実、女性が安心して就業できる環境づくりなどが必要考えられます。

本町も、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の様々な変化に対応して、子どもの成長と子育てを地域全体で支援し、子どもが尊重され、子育てが大切にされ喜びが実感される社会を計画的に構築するための指針として、ここに「井川町次世代育成支援行動計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備、子育て支援に関する今後の取り組みを示すものとして、具体的な保育サービスの充実、母子保健等今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めたものです。

3 計画の期間

次世代育成支援行動計画は、5か年を1期とするものとされているため、平成16年度までに平成17年度から平成21年度までの前期計画を策定する。5年経過後の平成21年度までに前期計画に必要な見直しを行った上で平成22年度から平成26年度までの後期計画を策定します。

H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
前期計画									
				見直し期間	後期計画				

第2章 井川町の子どもを取り巻く環境

1 少子化の動向

1-1 人口の推移

井川町の人口は昭和30年をピークに減少を続けており、児童人口（0歳～17歳の人口）の減少も大きく、平成2年から平成12年までの児童人口の減少率は23.7%という結果となり、少子化の進行が顕著となっております。

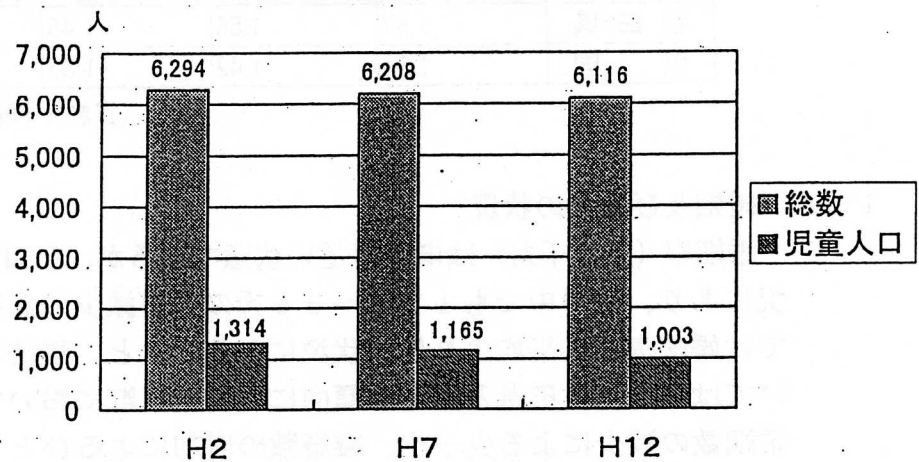


図1 人口総数と児童人口(資料:国勢調査)

1-2 出生数の推移

出生数についても人口の推移と同じく減少が続いており、近年においては年間30人前後で推移しております。

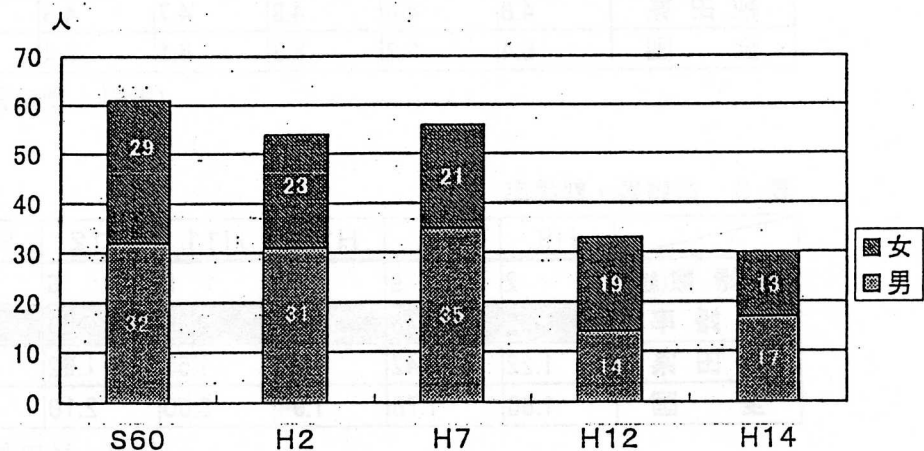


図-2 出生数の推移(資料:秋田県衛生統計年鑑・人口移動報告)

1-3 合計特殊出生率

一人の女性が再生産年齢（15歳～49歳）を経過する間に産むと考えられる子どもの数を表す合計特殊出生率は、平成12年度より急激に減少していて、人口を維持するに必要とされる2.08を大幅に下回っているため、当町においても確実に人口の減少、少子化の進行が見込まれる状況であります。

表-1 合計特殊出生率

(単位：人)

	H2	H7	H12	H14
井川町	1.72	1.79	1.13	1.03
秋田県	1.57	1.56	1.45	1.37
全国	1.54	1.42	1.36	1.32

(資料：保健所調べ)

1-4 婚姻及び離婚の状況

婚姻率（人口千対）はほぼ横這い状態であるが、秋田県が全国最下位の状況にあり、その中でも15歳～39歳の人口減少の影響により当町においては婚姻率が県平均より低い状況にあることと、離婚率（人口千対）においては全国、秋田県とも増加傾向にあり、当町においても増加がみられ、婚姻数の減少による少子化、離婚数の増加によるひとり親世帯の増加が見込まれる状況であります。

表-2 婚姻数・婚姻率

(単位：%)

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
婚姻数(組)	19	19	37	22	25	17	24
婚姻率	3.0	3.1	6.0	3.6	4.1	2.8	3.9
秋田県	4.8	4.6	4.8	4.7	4.8	4.9	4.5
全国	6.4	6.2	6.3	6.1	6.4	6.4	6.0

(資料：秋田県衛生統計年鑑)

表-3 離婚数・離婚率

(単位：%)

	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
離婚数(組)	2	9	5	5	6	7	11
離婚率	0.32	1.46	0.81	0.8	0.98	1.14	1.80
秋田県	1.22	1.42	1.49	1.55	1.62	1.87	1.89
全国	1.66	1.78	1.94	2.00	2.10	2.27	2.30

(資料：秋田県衛生統計年鑑)

2 家族や地域の状況

2-1 世帯数及び世帯家族員数

井川町の世帯は人口の減少とは異なり増加傾向にありますが、一世帯当たりの家族員が昭和60年の4.4人に対し平成12年には3.7人と減少しており、核家族化の進行が顕著となっております。

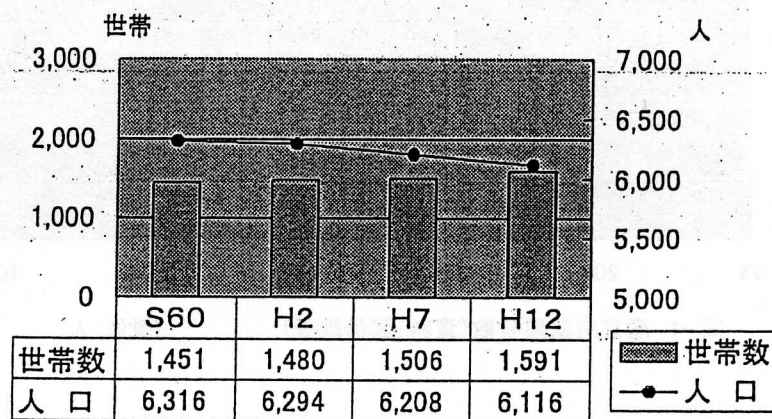


図-3 世帯数と人口の推移(資料:国勢調査)

表-4 一世帯当たり家族員数の推移

(単位:人)

S60	H2	H7	H12
4.4	4.2	4.1	3.7

(資料:国勢調査)

2-2 男女別就業者数

就業者数は人口の減少とともに減少しているが、男女別就業割合については女性就業者の割合が増加傾向になっております。

表-5 男女別就業者数

(単位:人)

	S60	H2	H7	H12
男	1,913	1,888	1,867	1,697
女	1,397	1,440	1,340	1,247
計	3,310	3,328	3,207	2,944

(資料:国勢調査)

表-6 男女別就業割合

(単位:%)

	S60	H2	H7	H12
男	57.8	56.7	58.2	57.6
女	42.2	43.3	41.8	42.4

(資料:国勢調査)

2-3 産業別就業者数

産業別就業者は、第1次産業・第2次産業の就業人口の減少が見られ、第3次産業人口は増加傾向にあり、基幹産業である農林業の脆弱化及び建設製造業の伸び悩みの傾向が顕著に現れております。

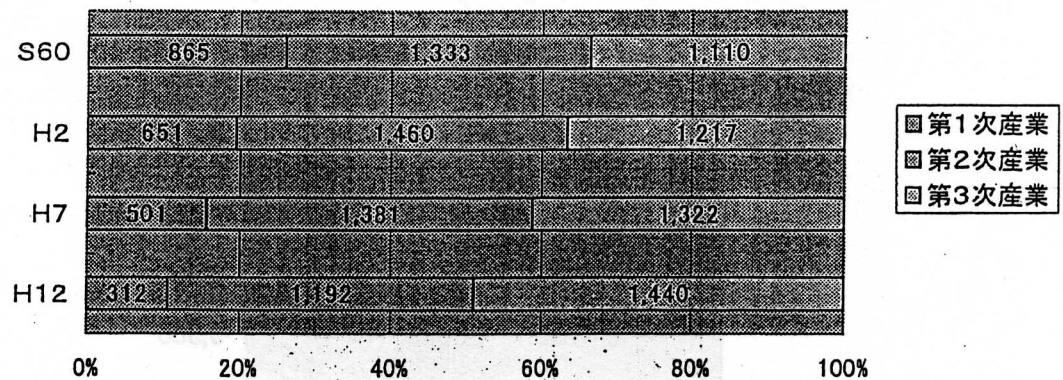


図-4 産業別就業者数(資料:国勢調査) (単位:人)

